



しぶや青色

令和8年 10月号 第646号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

◇◇◇ 税を考える週間（11月11日～17日） ◇◇◇

「署長講演会」開催のご案内

当会は、会員の皆様に“身近な税に関心を持っていただきたい”と毎年この時期に渋谷税務署長に講師をお願いして『講演会』を開催しております。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さるようお願い申し上げます。

なお、『講演会』終了後、意見交換会を開催いたします。併せて多数ご参加下さるよう、ご案内申し上げます。

<テーマ> 「税金のはなし（仮題）」

<講師> 渋谷税務署 署長 前田 治子 氏

<日時> 11月17日（火）「渋谷税務署長講演会」 午後3時30分～4時30分
「意見交換会」 午後5時00分～6時30分

<講演会・場所> 渋谷区立商工会館 5階・第一会議室

<意見交換会・場所> 南国酒家・原宿本店
(渋谷区神宮前6-35-3 B1F TEL 3400-0031)

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 講演会 無料 ・ 意見交換会 6,000円

会員・一般納税者向け「税務講習会」

『税を考える週間』行事として、地域の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。多数のご参加をお待ちしています。

<テーマ> 「相続税について」

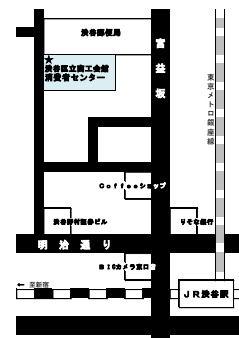
<講師> 東京税理士会 渋谷支部 当会会員税理士先生

<日時> 11月25日（水） 午後2時～3時30分

<場所> 渋谷区立商工会館 5階・第一会議室
渋谷区渋谷1-12-5

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 無料



★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

●事務局からのお知らせ●

今月の税務関係期限のご案内

- 地方税関係 （区役所・都税事務所関係）

令和8年10月末

- ・ ・ ・ ・ 住民税（普通徴収・第3期）
- ・ ・ ・ ・ 国民健康保険料（普通徴収・第5期）

国税システムが令和8年9月24日から新システムに移行しました

○申告書や申請書などの様式が変わります。申告書は、複写による控えがなくなりますので、書面で提出する場合は提出書類をコピーして、ご自身の控えにしてください。

○納付書などの様式も変わります。

申告所得税の納付書や源泉徴収税の納付書（給与所得等の所得税徴収高計算書）も変わりました。

※令和8年の年末調整時期に税務署から送付する源泉所得税の納付書はこれまでと同じ複写式の予定です。計算の際はご持参ください。

～ 年 内 に 記 帳 指 導 を 受 け て く だ さ い ～

※確定申告期間中の記帳指導はおこなっておりません。11月までに必ず記帳指導をお受けください。

※本年より、会計ソフトにて記帳をスタートしたい方は、10月中にご予約にて来所ください。

会計ソフトの種類については、電話予約の際にご相談ください。

※令和8年中にマイナンバーカードの申請をお願いします。更新の方も期限に気を付けて早めの対応をお願いします。ご自身のマイナンバーカードで「e-Tax」を始めましょう。

※前年、前々年の課税売上が1千万円を超えた方は、消費税課税事業者届出書（基準期間用）をすみやかに税務署に提出する必要があります。一般課税、簡易課税によって納税額も変わってきます。試算の必要がありますので、ご予約のうえご来所ください。

※インボイス事業者登録をされた方は、事前に記帳指導を受けてください。

※減価償却に大きな変動のある方も、事前登録が必要になりますので記帳指導を受けてください。

※記帳指導は事前予約された方のみ（お一人様50分）とさせていただきます。

●事務局からのお知らせ●

◆◇ 11月の税務相談日 ◇◇

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

＜日 時＞ 11月18日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

＜場 所＞ (一社)渋谷青色申告会館 ＜費 用＞ 無 料

お申し込みは、11月2日(月)からとなります。

令和9年版「会員必携」の配布について

◎ ご希望の方は事務局までご連絡ください。

TEL:03-3463-7043

◆ 小規模企業共済制度のご案内 ◆

★小規模企業共済とは・個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。

共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。

(不動産所得のみの方は事業的規模が必要です)

★共済掛金は・・・・月額1,000円～70,000円(500円単位)で加入後の変更も可能です。半年払い、年払いもOK!

掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。

★共済金の受取りは・・・・個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等一括受取は退職所得・分割受取りは雑所得(公的年金等)

受取るときも節税のメリットがあります。

※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

◆ ご存じですか 青色申告会の福利厚生・共済制度 ◆

◎各種青色共済保険・・・・青色共済・東京青色医療保険・東京青色傷害保険・自転車保険など

◎労働保険・小規模企業共済・中退共制度・国民年金基金・・・・加入窓口

◎アフラック・大樹生命・・・・保険料団体割引

◎PL 保険(生産物賠償責任保険)・・・・加入窓口

◎三井住友トラスト VISA ゴールドカード

◎パナソニックホームズ・・・・新築・リフォーム・不動産管理・売却相談

◎ラフォーレ倶楽部・・・・会員価格での宿泊

◎日本旅行・目黒雅叙園・TOKYO ディズニーランド・サンリオピューロランド

◎ルネサンス&コナミスポーツ・メガロス・・・・スポーツクラブ会員割引

◎東京都火災共済・関東自動車共済

◎白石薬品・・・・家庭常備薬の斡旋

◎全国儀式サービス・・・・葬儀支援など

令和8年分 年末調整について

《給料等や税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税の納期限》

○「納期の特例」の承認を受けていない場合

令和8年12月支払分・・・・・・ 令和9年1月12日（火）まで

○「納期の特例」の承認を受けている場合

令和8年7月から12月支払分・・・・・・ 令和9年1月20日（水）まで

●都税事務所からのお知らせ●

昨年度に引き続き、令和8年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和8年12月28日（月）です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所